



気付きニュース

社会保険労務士法人 アイプラス

代表社員・特定社会保険労務士 今井 洋一

〒153-0043 東京都目黒区東山1-16-15 イーストヒル3F

Tel:(03)3791-1181

ご相談は cs@sr-plus.co.jp



日曜日の朝に子供向けのヒーロー/ヒロイン番組が放送されています。いずれの番組も悪の軍団と戦いますが、戦闘中のケガについての保険適用は変わります。民間組織に所属している場合は、警備業として労災保険（労災保険料率6.5/1000）となり、個人として戦う場合は、個人事業主なので民間保険に加入か、従業員を雇用している場合は労災保険の特別加入となります。

topic

労働条件の不利益変更

『コロナで業績不振、経費削減のために、一律の減給を実施したい…』

『就業規則に定めのある手当を廃止したい…』

労働条件を今よりも不利益に変更する“不利益変更”は、会社側から一方的に変更することは認められていません。

不利益変更とは

労働条件の不利益変更とは、労働契約の内容である労働条件を、将来に向けて労働者に不利益に変更することをいい、労働者の不利益に働く部分が一部でも存在すれば、その部分は不利益変更該当します。

また、労働者にとって不利益であることが確実ではなく、「その可能性がある」ととどまる場合にも、不利益変更該当すると解されています。

◆労働条件変更についての定め（労働契約法）

□ 従業員と会社の合意により、労働条件を変更できる【第8条】

□ 労働条件の不利益変更については、原則として、労働者との合意によらずに行うことはできない【第9条】

□ 不利益変更が合理的なものであり、かつ、変更後の就業規則を労働者に周知させた場合に限り、就業規則による不利益変更が認められる【第10条】

上記のように、原則認められていませんが、労使間で合意がある場合、また、就業規則変更の場合には、変更の内容に合理性があり、変更後の就業規則を周知させれば、労働条件の不利益変更は認められます。

不利益変更を実施するには

労働条件を変更するには、労働条件を設定している規範の変更による方法があり、3つあります。

① 労使間の個別の合意による労働契約の変更

労使間で個別に合意することにより、労働条件が不利益に変更する場合であっても、変更することができます。ただし、就業規則、労働協約で規定する労働条件を下回ることはできません。

② 就業規則の改定による変更

上記した労働契約法第10条にあるとおり、変更後の就業規則を周知させ、かつ、その変更内容が合理的であれば労働条件は変更後のものとなります。

ただし、労働協約の内容に反する部分は、無効となります。

③ 労働協約の締結、改定による変更

変更後の内容で労働協約を締結できれば、労働条件は変更されます。この場合、労働条件の有利不利を問わず就業規則より優先され、「変更の合理性」が認められるかは不問です。

いずれの場合も、労働条件の最低基準である、労働基準法の基準を下回ることはできません。



□ 不利益変更については誤解されがちな内容ですが、まずは「労使で合意による変更」を目指しましょう。

□ 合意できない場合は、説明を尽くす、業務上の必要性や、従業員へのマイナスの影響を踏まえた上で、やむを得ず変更をするという流れになります。

こんなときどうする!? ～『歩きスマホ』で業務メールを見ていた従業員がケガをした～

Q

業務時間中に、業務に関するメールを『歩きスマホ』で確認していた従業員が階段で転倒、負傷しました。会社では、日頃から『歩きスマホ禁止』を掲げていますが、この場合、労災保険は適用されますか？

A

「業務遂行性」「業務起因性」が認められるため、労災保険は適用されます。

- 労災保険は、業務災害が発生したと認められた場合に適用されます。
業務災害とは、「業務上の負傷・疫病・障害又は死亡」のことをいい、「業務上の」と言えるためには、
 - ① 「業務遂行性」＝ 労働契約に基づき事業主の支配下にあること
 - ② 「業務起因性」＝ 業務遂行に伴う危険が現実化したものが認められる必要があります。
- 今回のケースでは、「業務時間中に業務に関するメールを確認した」結果のケガなので、
 - ① 事業主の支配下においてケガをした「業務遂行性」は認められます。
 - また、「業務に関するメールを確認中のケガ」なため、②業務遂行に伴う危険が現実化されたものであり、業務とケガに相当因果関係がある「業務起因性」も認められます。
- 上記のことから、業務災害と認められ、労災保険は適用されるものと考えられます。



- ・ 業務災害として認められることは別に、会社の「歩きスマホ禁止」の命令に服していません。命令に従わない事実については、けん責や訓告といった懲戒処分を掛けることは可能と考えられます。

cooking

MONTHLY RECOMMENDATION

ウチナンチュが贈る

ちょこっとおきなわ料理



沖縄で人気の泡盛アレンジ

コーヒー泡盛

「大人の美味しいアイスコーヒー」になります♪

レシピ監修：玉城久美子
(沖縄ライフスタイルアドバイザー)

【材料(作りやすい分量)】

泡盛 (30度) …300ml,
コーヒー豆 (酸味の少ない深煎りタイプがオススメ) …30g,
黒糖 …15g (入れなくても良い)

【作り方】

- ① 耐熱容器を煮沸するなどして殺菌し、乾かす。
- ② 準備した容器に、全ての材料を入れる。
- ③ 陽の当たらない場所に置き、1日に1回 軽く揺らす。
- ④ 5～7日ほど経ったら、豆をペーパーフィルターで漉して完成。
- ・ 豆を漬けたままにすると油分が浮いてくるので、必ず取り出してください。

【飲み方】

- ・ グラスに氷を入れ、コーヒー泡盛3：水7を目安に割る。

水の代わりに牛乳やトニックウォーターで割っても美味しいですよ♪

book

MONTHLY RECOMMENDATION

おすすめ書籍のご紹介



いま君に伝えたいお金の話

(幻冬舎) 村上 世彰 著

過去に一斉を風靡した村上ファンドの村上氏の著書になります。

- ・ 日々生きていくために、「好きなことをしていこう」、「おカネがないと好きなことができない。」など投資と消費の違いなどについて、中学生にも伝わる文章で分かりやすく書かれています。
- ・ 特に投資における「期待値」の話は、おカネだけでなく、日常生活にも応用できますし、普段から物事に対する「目利きの力」を養う必要性を訴えています。
- ・ 日本人はおカネの話を煙たがる傾向がありますが、これまでのように終身雇用が保障され、毎月の給料の範囲内で生計を立てていくことが難しくなる時代となりました。
おカネについて食わず嫌いにならず、ぜひご覧になっていただきたい一冊です。

社会保険労務士法人アイプラス

代表社員 特定社会保険労務士 今井洋一

Mail : cs@sr-plus.co.jp https://sr-plus.co.jp/

★SNSもやってます



YouTube

「youtube 社労士 アイプラス」



Twitter

「#社労士 アイプラス」



いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。